

第 4 7 4 回（定例）福崎町議会会議録

平成 2 9 年 6 月 9 日（金）

午前 9 時 3 0 分 開 会

1. 平成 2 9 年 6 月 9 日、第 4 7 4 回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 1 4 名

1 番	松 岡 秀 人	8 番	山 口 純
2 番	柴 田 幹 夫	9 番	牛 尾 雅 一
3 番	三 輪 一 朝	1 0 番	富 田 昭 市
4 番	北 山 孝 彦	1 1 番	小 林 博
5 番	前 川 裕 量	1 2 番	石 野 光 市
6 番	河 嶋 重 一 郎	1 3 番	城 谷 英 之
7 番	木 村 い づ み	1 4 番	高 井 國 年

1. 欠席議員（な し）

1. 事務局より出席した職員

事 務 局 長 木ノ本 雅 佳 主 査 塩 見 浩 幸

1. 説明のため出席した職員

町 長	橋 本 省 三	副 町 長	尾 崎 吉 晴
教 育 長	高 寄 十 郎	技 監	村 上 修
公 営 企 業 参 事	近 藤 博 之	会 計 管 理 者	木 村 千 晴
総 務 課 長	山 下 健 介	企 画 財 政 課 長	吉 田 利 彦
税 務 課 長	尾 崎 俊 也	地 域 振 興 課 長	松 田 清 彦
住 民 生 活 課 長	谷 岡 周 和	健 康 福 祉 課 長	三 木 雅 人
農 林 振 興 課 長	松 岡 伸 泰	ま ち づ ぐ り 課 長	福 永 聡
社 会 教 育 課 長	大 塚 久 典	学 校 教 育 課 長	岩 木 秀 人

1. 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸報告

第 4 報告第 3 号 平成 2 8 年度兵庫県町土地開発公社事業報告について

第 5 報告第 4 号 平成 2 8 年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について

第 6 報告第 5 号 平成 2 8 年度福崎町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

第 7 議案第 3 4 号 監査委員の選任について

第 8 議案第 3 5 号 中播公平委員会委員の選任について

第 9 議案第 3 6 号 福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について

第 1 0 議案第 3 7 号 福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について

第 1 1 議案第 3 8 号 福崎町農業委員会委員の任命について

第 1 2 議案第 3 9 号 福崎町農業委員会委員の任命について

第 1 3 議案第 4 0 号 福崎町農業委員会委員の任命について

- 第 1 4 議案第 4 1 号 福崎町農業委員会委員の任命について
- 第 1 5 議案第 4 2 号 福崎町農業委員会委員の任命について
- 第 1 6 議案第 4 3 号 福崎町農業委員会委員の任命について
- 第 1 7 議案第 4 4 号 福崎町農業委員会委員の任命について
- 第 1 8 議案第 4 5 号 福崎町農業委員会委員の任命について
- 第 1 9 議案第 4 6 号 福崎町農業委員会委員の任命について
- 第 2 0 議案第 4 7 号 福崎町農業委員会委員の任命について
- 第 2 1 議案第 4 8 号 福崎町農業委員会委員の任命について
- 第 2 2 議案第 4 9 号 福崎町農業委員会委員の任命について
- 第 2 3 議案第 5 0 号 中播衛生施設事務組合規約の一部変更について
- 第 2 4 議案第 5 1 号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 2 5 請願第 1 号 「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める請願
- 第 2 6 議員派遣

1. 本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 報告第 3 号 平成 2 8 年度兵庫県町土地開発公社事業報告について
- 第 5 報告第 4 号 平成 2 8 年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について
- 第 6 報告第 5 号 平成 2 8 年度福崎町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第 7 議案第 3 4 号 監査委員の選任について
- 第 8 議案第 3 5 号 中播公平委員会委員の選任について
- 第 9 議案第 3 6 号 福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 1 0 議案第 3 7 号 福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 1 1 議案第 3 8 号 福崎町農業委員会委員の任命について
- 第 1 2 議案第 3 9 号 福崎町農業委員会委員の任命について
- 第 1 3 議案第 4 0 号 福崎町農業委員会委員の任命について
- 第 1 4 議案第 4 1 号 福崎町農業委員会委員の任命について
- 第 1 5 議案第 4 2 号 福崎町農業委員会委員の任命について
- 第 1 6 議案第 4 3 号 福崎町農業委員会委員の任命について
- 第 1 7 議案第 4 4 号 福崎町農業委員会委員の任命について
- 第 1 8 議案第 4 5 号 福崎町農業委員会委員の任命について
- 第 1 9 議案第 4 6 号 福崎町農業委員会委員の任命について
- 第 2 0 議案第 4 7 号 福崎町農業委員会委員の任命について
- 第 2 1 議案第 4 8 号 福崎町農業委員会委員の任命について
- 第 2 2 議案第 4 9 号 福崎町農業委員会委員の任命について
- 第 2 3 議案第 5 0 号 中播衛生施設事務組合規約の一部変更について
- 第 2 4 議案第 5 1 号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 2 5 請願第 1 号 「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める請願
- 第 2 6 議員派遣

## 1. 開会

- 議 長 皆さん、おはようございます。
- 第474回福崎町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。爽やかな初夏を迎え、山々の緑が爽やかに映える季節を迎えました。
- 議員の皆様方におかれましては、早朝からご参集いただき、まことにありがとうございます。
- さて、本定例会に提案されます案件は、報告第3号から第5号までの報告3件、議案第34号から第51号まで、議案18件、議員提案の請願1件の計22件であります。いずれも重要な案件でありますので、慎重にご審議いただき、また、議事の円滑なる運営につきましても格別のご協力をお願いいたしまして、本定例会の開会の挨拶といたします。
- ただいまの出席議員数は14名でございます。
- 定足数に達しております。
- よって、第474回福崎町議会定例会が成立したことを宣告いたします。
- また、総務課及び議会事務局から写真撮影の申し出が出ておりますので、撮影を許可いたします。
- ただいまから、第474回福崎町議会定例会を開会いたします。
- これより本日の日程に入ります。
- 本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議 長 日程第1は会議録署名議員の指名であります。
- 会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長が指名いたします。
- 2番、柴田幹夫議員  
11番、小林 博議員
- 以上の両議員をお願いいたします。

### 日程第2 会期の決定

- 議 長 日程第2は、会期の決定であります。
- 会期の決定の件を議題といたします。
- 去る6月2日、議会運営委員会において検討をお願いいたしましたところ、既に皆様のお手元に配付しております日程表案のとおり、本日から6月23日までの15日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。
- よって、会期は、本日から6月23日までの15日間といたします。

### 日程第3 諸報告

- 議 長 日程第3は、諸報告であります。
- 5月29日の第473回臨時会閉会后、本日までの議会活動報告については、事務局に報告させます。

事務局 議会活動報告をいたします。

報告の内容につきましては、主なものを申し上げます。

5月31日、中野サンプラザホールにおいて、町村議会議長・副議長全国研修会が開催され、議長及び副議長が出席いたしました。

6月1日、東京都西多摩郡瑞穂町を議長及び副議長が行政視察いたしました。

6月2日、ラッセホールにおいて、地方行政課題研究会が開催され、議長及び副議長が出席いたしました。

6月4日、生活科学センターにおいて、福崎町文化協会総会が開催され、議長が出席いたしました。

そのほかの議会活動報告は、お手元に配付の報告書のとおりです。

以上で、議会活動報告を終わります。

議長 続いて、申し出により行政報告を行います。

副町長 各課からの行政報告を行います。

まず、総務課です。6月1日に、長年ボランティアなどの活動をされた10名の方に、サルビア賞を贈りました。今後ますますボランティアの輪が広がることを期待しています。

次に、選挙事務については、兵庫県知事選挙の投票日が7月2日に決定し、選挙の準備を進めています。

選挙人名簿の定時登録者数は、6月1日の基準日現在、男子7,564人、女子8,259人、計1万5,823人となり、4月の選挙時登録より2人の増となっています。

企画財政課です。産業振興とふるさと納税を促進するため、記念品に高井農園のアイスとシャーベット、福崎東洋ゴルフ倶楽部のプレー券を追加いたしました。

行政評価の取り組みとして、決算報告書を利用し、町が実施する総合計画等各種計画の政策、施策、事務事業について「どれだけの効果があったのか」、また、「当初設定した成果は上がっているのか」などの進捗状況、達成状況を「めざそう値」などの客観的視点を利用し、評価検証を行うことによって、行政運営の透明性の向上を図ります。

出納室です。5月31日をもって平成28年度の出納を閉鎖し、現在、決算書並びに決算報告書の調製に向けた事務処理を行っています。

また、平成29年度の各課、各施設における物品購入についての一括見積合わせの実施に向けた事務処理を進めています。

税務課では、平成29年度の住民税特別徴収納税通知書を5月8日、2,128事業所に発送、また同月11日、9,158台の軽自動車に対し納税通知書を発送しました。平成29年度町税等の納税通知書及び介護保険料納入通知書は6月16日に、後期高齢者医療保険料の納入通知書は7月14日に発送すべく準備を進めています。

出納閉鎖に向け、電話催告及び夜間徴収を実施、また、滞納整理対策委員会では、関係課の滞納者リストをもとに合同徴収を行いました。本年度も、兵庫県から滞納整理回収チームの職員派遣をいただき、連携を図りながら滞納整理に努めていきます。

地域振興課です。自律（立）のまちづくり交付金事業は、地域活性化に取り組むために実践される「まちづくり・地域づくり活動」に対して助成するもので、今年度は、全ての自治会からの申請がありました。

第11回民俗辻広場まつりは、4月8日に辻川山公園周辺で開催しました。各種団体によるステージイベントやもち麦生産組合などによる食の広場とともに観

光協会主催の観桜会やボランティアまつりを実施し、楽しいひとときを過ごしていただきました。

住民生活課です。神崎郡消防操法大会が6月18日にサルビアドームで開催されます。多くの方に来場いただけるよう、当日は町の団体などをお願いして、特産品などの販売コーナーなどを設ける予定です。

健康福祉課です。保健事業について、特定・基本健康診査、がん検診を6月18日から7月24日まで、土・日を含み11日間実施します。昨年度に続き、周知を図るため、各世帯に意向調査を兼ねた健診申込書を郵送し、受診率の向上に努めました。多くの町民の皆様にご受診していただき、重症化を予防して医療費の抑制につなげていきます。

食育の推進については、神戸医療福祉大学と連携し、親子で運動や食の大切さを学んでいただく、運動教室・食育教室も6年目を迎え、5月13日から年間を通して実施します。

地域包括ケアシステム構築の一環として、昨年度と同様に各自治会をお願いし、地域支え合い会議を開催します。「見守り」から「支え合い」への転換を目指します。

農林振興課です。平成29年度産米の生産調整作付面積について、農会長さんや農家の皆様のご理解とご協力により、353ヘクタールの作付見込みとなりました。

同じく県民緑税を活用した、災害に強い森づくりで、八千種地区の里山防災林整備事業が5月に採択されました。今年度は、測量設計を行います。

まちづくり課です。福崎駅周辺整備については、残る事業用地の確保に向け、全力で用地買収を進めるとともに、福崎駅利用者の利便性の向上と駅へのアクセス強化など、にぎわいと憩いの創出を目的として、交通広場及び交流広場の設計を進めています。

辻川界限については、都市再生整備事業計画に基づき兵庫県土地開発公社に業務を一部委託して歩道の舗装高質化や道路整備を進めます。福崎町西部工業団地の拡大検討に向け、交通量調査やアクセス道路の概略設計などの基礎調査を実施します。

地域公共交通網形成計画の策定については、「地域連携サポートプラン」を活用して、近畿運輸局の支援を受けながら、利用者アンケート調査等により現状把握と課題抽出を行います。

上下水道課です。水道事業、工業用水道事業、下水道事業の3会計について、決算を取りまとめました。今後、監査委員の監査に付して、9月定例会に決算認定を提出いたします。

水道事業では、工業団地配水池の耐震化を図るため、改築・更新することとし、詳細設計業務に着手しました。また、亀坪・加治谷地区への安定的な給水を図るため、町道大門石引線への配水管布設工事に着手しました。

下水道事業汚水整備では、長目地区コミュニティプラントについて、公共下水道への統合を進めます。そのため、公共下水道への切替工事の詳細設計業務に着手しました。

雨水整備では、駅東雨水幹線を福崎駅周辺整備事業に合わせて推進しています。川すそ雨水幹線については、今後、工事発注に向けて準備を進めてまいります。

上下水道事業審議会は、6月6日に第4回審議会を開催しました。今年度は、下水道受益者負担金や使用料の水準について審議をお願いし、答申をいただく予定です。

学校教育課では、給食共同調理センターの現職員の退職時期等を勘案し、調理・運搬業務の平成30年度からの民間委託を行うため、発注に向けた事務を進めています。

小・中学校の児童・生徒用パソコン等を更新するとともに、教師が子どもたちに向き合う時間の確保に向け、校務支援ソフト等を導入し、業務改善を図ります。小・中学校施設の長寿命化改修等事業の実施に向けた計画を平成30年度に策定するため、学校施設の老朽化等の調査業務を実施します。

社会教育課です。第35回福崎町美術展を、5月19日から21日までの3日間開催いたしました。洋画、日本画、書、彫塑工芸、写真の5部門に193作品の応募があり、21日に表彰式をエルデホールで実施いたしました。

第38回山桃忌を8月5日・6日にエルデホールを会場に実施します。今年は「女性の目から見た柳田國男と民俗学」をテーマに、5日は、講演会とシンポジウムを、6日は民俗芸能淡路人形浄瑠璃を上演いたします。

平成29年度福崎町子ども会球技大会を7月1日に田原小学校において開催予定です。

以上で、行政報告を終わります。

議 長 次は、議案の上程及び議案の説明であります。

これより、報告第3号、平成28年度兵庫県町土地開発公社事業報告についてから、請願第1号、「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める請願までの22件を議題といたします。

これから、上程議案に対する町長の提案内容の説明を求めてまいります。

町 長 皆さんおはようございます。

第474回福崎町議会定例会を開催しましたところ、全員ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

6月7日において、梅雨入りの発表がありました。雨にぬれ、野山の緑も一段と深みを増し、水田に並ぶ早苗が映える季節となりました。今年の梅雨入りは平年並みとのことですが、気象庁がわざわざ梅雨入りを発表する理由は、「防災上の注意喚起」が目的とのことです。

この時期は、大雨による災害が発生しやすく、町としても、この日曜日、6月11日に神戸医療福祉大学の敷地をお借りし、非常備消防の技術力向上に向け、水防訓練を実施いたします。出水期は、消防団、職員を初め地域の皆様と協力しながら万全の態勢で備えていきたいと考えています。

さて、最近の国際情勢を見ますと、決して見逃すことのできないのが、北朝鮮のミサイル発射実験です。世界各国の総意を無視し、実験を重ねる金正恩体制に対し、米国は4月末から空母カールビンソンを、その後、ロナルドレーガンを日本海に配備するなど、その監視体制を強めています。日本政府は対話と圧力を基本に問題解決を図る姿勢を示していますが、今の状況が続くと、いつ暴発してもおかしくない状況であります。

戦後70年、私たちは不戦を誓い、平和の恩恵を享受し、世界有数の経済大国となりました。そして、豊かで平等な社会をつくり上げることができました。私たちとしては、この機会に改めて、平和の尊さを心に刻み、できるだけ早く、平和的な解決がなされることを願うものであります。

さて、私は四つの柱に重点を置いて、町政を進めていますが、その一つは福崎駅周辺整備であります。自治会へ出向く行政懇談会や女性委員会などの会議に出席しますと、多くの方々から駅周辺整備についてご意見をいただきます。全ての皆様の意見を取り入れることはできませんが、多くの皆様に喜んでいただける活

気ある福崎駅前を目指し努力をしているところでもあります。

周辺には早くもオープンしているお店も現れていますが、生鮮食品、生活用品等の店舗を誘致してほしいとの要望が多く、その実現のための施策として、今議会にも減額貸付等の規定を設ける条例改正を提案しています。

公共施設としては、新たに駅前駐車場の利用を始めます。駐車場は2カ所で、最初に7月から教会南側を利用します。時間借りもできることとしていますので、駐車場の利用はもちろんのこと、パークアンドライドによるJR乗降者数の増員に繋がればと期待しているところでもあります。

二つ目は少子高齢化対策です。

新年度に入り、学童保育の利用者数が前年に比べ大きく伸びています。国は「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」を定め、働き方改革などを進めていますが、女性の社会進出が増えてきたのが、この利用者数に現れたのかもしれませんが。今後も、利用者の動向を踏まえ、学童保育の充実に努めてまいります。また、幼稚園の利用者負担額につきましても、国が示す基準からは大幅に減額しているところでもあります。

高齢者対策につきましては、次年度、平成30年度に医療、介護とも大きく変わります。国民保険の制度改正は保険者の変化、変更を含め、詳細な情報はいまだ示されていません。介護につきましても、制度改正を含めた事業計画を策定いたします。コンサル業者も決定し、今後はいろいろな情報を得て策定してまいります。

三つ目は、安全・安心のまちづくりであります。

先日の臨時議会では、国民健康保険税の税率改正について、議員各位の賛同を得ることができました。平成30年度からの都道府県化で制度が大きく変わりますが、今後、夏に向け、国の予算編成、各省庁への次年度予算要求が始まります。いわゆるサマーシーリングではありますが、国・県からの情報提供には注視し、適切に対応していきます。

介護保険では、先ほども申し上げましたように、平成37年度を見据えた、望ましい超高齢者社会創造への長期ビジョンづくりのために、30年度から32年度を目標年度とする第7期事業計画を策定いたします。あわせて、高齢者福祉計画も策定いたすことといたしております。

5月14日に町の消防操法大会を開催いたしました。全国大会でも優勝し、町の大会では7連覇をしていた庄分団を破り、大門分団が優勝いたしました。福田分団は2位に入り、庄分団は3位という結果でありました。日々、練習に励んだ各分団の皆様に敬意を表します。庄分団にとっては残念な結果となりましたが、その功績は大きいものがあり、毎年、確実に町の分団全体の操法技術の底上げに寄与していただいたことに感謝を申し上げたいと思います。

出水期は、梅雨や台風による集中豪雨などが発生しやすく、低い土地での浸水や河川の増水が起こりやすい時期でもあります。県工事関係におきましては、今年は、桜上池のため池改修や西谷地区の急傾斜地崩壊対策、治山事業により東田原森本地区の2基目となる治山ダムの工事を、また、福田地区福田川砂防工事についても入札は済み、間もなく工事に着手することと聞いています。

四つ目は、地方創生であります。

もち麦の刈り取りも今週終了いたしました。今年のできはよいとの速報が届いていますが、今の段階では何とも言えない状況であります。もちむぎのやかたでは、29年度産の予約も受付を始めており、早く皆様の手に渡るよう準備を進めていきます。

駅前、フクちゃん・サキちゃんのモニュメントを設置いたしました。この2体によって駅の雰囲気も今まで以上に明るくなりました。その横にはガジロウと将棋を指せるベンチもあります。辻川界限にもスーツを着た天狗のベンチがあります。

このたび、ガジロウの登録商標を特許庁へ申請いたしました。許可後は、ガジロウ人気にあやかり、辻川界限の関連グッズを開発し、指定商品として販売促進につなげていければと考えています。

6市町にまたがる「播但貫く、銀の馬車道鉱石の道」が文化庁により日本遺産として認定されました。辻川界限はこの銀の馬車道の沿線上にあり、より一層集客力が高まることが期待できます。大庄屋三木家住宅も4月から土曜日、日曜日の公開を始めており、5月には住民の皆様方の協力を得、5月人形展を開催することができました。今後もますます多くの観光客が訪れる一大観光地として定着するよう、知恵を絞り、各種の施策を進めてまいります。

また、福崎町の農業を担う福田高岡地区の基盤整備が本年度から始まります。県からの予算配分が少なかったことから、農林水産局長へお願いに上がりますと、早速、その対応を図っていただいているようであります。

総合計画は、「活力にあふれ風格のある住みよいまち」を目指していますが、国や県、議員の皆様や地域の皆様のご支援、ご協力により、着実にその目標に向かって各種の事業が進んでいることをうれしく思っているところであります。

さて、今議会に提出した議案は報告3件、議案18件の計21件であります。

報告第3号、平成28年度兵庫県町土地開発公社事業報告については、県下の12町で構成する兵庫県町土地開発公社の平成28年度事業などについて、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

報告第4号、平成28年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告につきましても、総務費、農林水産業費、土木費に係る5事業、5億8,728万円を翌年度へ繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

報告第5号、平成28年度福崎町下水道事業会計予算繰越計算書の報告につきましても、建設改良費に係る公共下水道事業費1億3,260万円を翌年度に繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

議案第34号、監査委員の選任につきましても、現委員の高寄辰則氏の任期が平成29年6月30日に満了するため、新たに鳥岡照義氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

議案第35号、中播公平委員会委員の選任につきましても、現委員の松下洋一氏の任期が平成29年6月30日に満了するため、さらに同氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

議案第36号、議案第37号、福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について、議案第36号は、現委員の高寄實氏の任期が平成29年6月16日に満了するため、新たに山口省五氏を選任することによるものであります。

また、議案第37号は、現委員の後藤雄幸氏の任期が平成29年8月1日に満了するため、新たに長谷川俊行氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

議案第38号から議案第49号、福崎町農業委員会委員の任命につきましても、農業委員会等に関する法律の改正によりまして、選挙等で選出された現委員の任期が平成29年7月19日に満了するため、同法第8条により、新たに井奥廣伸

氏ほか計12名を任命することについて、議会の同意を求めるものであります。

議案第50号、中播衛生施設事務組合規約の一部変更につきましては、組合経費の支弁方法を変更するもので、現在の各市町の分担金は、合併時に特例を定め、合併前の6町を基準に算出していたものを、1市3町が均等にすることとする変更で、平成30年4月1日から施行するものであります。

議案第51号、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、福崎駅周辺整備事業の進捗に伴い、商業施設等の積極的な誘致を図るための優遇策として、減額貸付等の規定を設ける条例改正で、公布の日から施行するものであります。

以上、報告が3件、人事案件が16件、規約変更が1件、条例改正が1件の全21件となっています。詳細説明は副町長、公営企業参事ほか担当課長が行いますので、ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます、冒頭の挨拶とさせていただきます。

議 長 ただいま、町長から上程議案に対する概要の説明が終わりました。

これから議案番号順に詳細なる説明を求めてまいります、関連する議案は複数で説明を求める場合もございますので、あらかじめご承知をお願いいたします。

日程第4 報告第3号 平成28年度兵庫県町土地開発公社事業報告について

日程第5 報告第4号 平成28年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について

議 長 日程第4、報告第3号、平成28年度兵庫県町土地開発公社事業報告について、及び、日程第5、報告第4号、平成28年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告についての両議案を一括議題といたします。両議案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 報告第3号について、ご説明申し上げます。兵庫県町土地開発公社は、県下の12町が出資しています地方自治法第221条第3項に該当する法人であります。したがって、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、その事業報告等をさせていただくものであります。

それでは、報告書の1ページをお開き願います。

まず、平成28年度における事業概要であります。公有地取得事業、土地の取得は2ページの上段となります。アの一般事業の1件で、27年度に引き続いての受託でありまして、本町の福崎駅周辺整備用地取得事業で執行状況は11筆の1,142平米、7,960万9,000円で、最終買い戻し年度は30年度と設定されております。

一方、土地の処分についてですが、一般事業の市川町1件、福崎町1件分でありまして、2ページの下段にお示ししてありますように、処分に該当するものは元金相当額があるものとなります。2町2件で元金1億4,126万3,000円を償還しまして、平成28年度末土地現在額は、2町3件で1億5,286万1,000円となっております。

3ページをお開きください。

財務の状況を説明させていただきます。まず、予算執行実績であります。収益的収入及び支出における収入は、1款事業収益では、1項公有地取得事業収益の1節一般事業売却収益が2町3件分の元金利子相当額で、1億4,204万7,643円と、2項事務費収益の土地の取得のあった事業費の0.5%に当たります39万8,045円の合計、1億4,244万5,688円でありまして、2

款事業外収益は、1項受取利息、1節基本財産利息は12町からの出資金の利息で5,974円、2節預金利息は、それ以外の預金利息で3,963円の合計、9,937円でありまして、収益的収入合計は1億4,245万5,625円あります。

4ページになります。

支出であります。1款事業原価、1節一般土地売却原価で、土地の処分の表にありました2町3件分の元金利子の合計1億4,204万7,643円、2款販売費及び一般管理費は、1節旅費から6節負担金補助及び交付金の合計13万3,560円となりまして、収益的支出合計は1億4,218万1,203円あります。

この結果、当期純利益は27万4,422円と、2年続けての黒字となりました。

5ページに移ります。

資本的収入及び支出の収入についてですが、1款資本的収入、1項借入金1節一般土地借入金は、7,960万9,000円を金融機関から借り入れたもので、これは福崎町の駅周辺整備に係る用地取得のためのものであります。

次に、支出についてですが、1款資本的支出の1節一般土地取得費7,960万9,000円は用地の地権者の方に土地代金として支払いをしたものです。2項長期借入金返還金、1節一般事業償還金は、2ページ下の表にありました2町2件分の元金相当額1億4,126万3,000円で、資本的支出合計は2億2,087万2,000円となっております。

6ページの借入金の概要ですが、期末残高は2町3件分の1億5,286万1,000円となっております。

次に、監査の実施状況であります。平成27年度の決算監査は、平成28年4月18日に行っております。

次に、10ページをお開きください。

ここからは平成28年度の計算書類をお示ししております。10ページは損益計算書、11ページは貸借対照表、12ページはキャッシュフロー計算書、13ページは財産目録をお示ししております。14ページ、15ページはそれぞれ附属明細書をお示ししております。16ページは平成28年度の監査報告書でありまして、4月20日に2名の監事の方に監査を受けております。

また、次のページからは平成29年度の事業計画及び資金計画をお示ししております。

17ページをお開きください。

上段にあります事業計画につきましては、29年度はございません。

以上、兵庫県町土地開発公社に関する報告とさせていただきます。

続きまして、報告第4号についてご説明申し上げます。この報告は、3月議会で議決をいただきました、平成28年度一般会計予算の繰越明許費について、繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をさせていただくものであります。

次のページをお開き願います。

繰越明許費繰越額は、款総務費、項戸籍住民基本台帳費の個人番号カード関連事業の148万円から、款土木費、項都市計画費の都市再生補助事業の2億710万円までの5事業で、合計翌年度繰越額は5億8,728万円でありまして、平成28年度3月補正時の繰越明許費予算のうち、既に平成28年度中に執行済みとなった経費を差し引いたその残額を繰り越ししております。

報告第4号の資料に、繰越明許費に係る事業内容と財源内訳をお示ししておりますので、資料をごらんください。

総務費では、地方公共団体情報システム機構へ個人番号カード関連事務の委任に係る交付金を交付する事業148万円を繰り越ししております。

次に、農林水産業費では、地方創生拠点整備事業として交付決定を受けましたもち麦の恵みで地域農業ジャンプアップ、6次産業化加工所整備事業で、その整備にかかります委託料、工事費、備品購入費として、4,600万円を繰り越ししております。

土木費では、福崎駅周辺整備事業に係ります5億3,980万円を繰り越ししております。

繰越財源としましては、未収入特定財源の国庫支出金は、土木費の社会資本整備総合交付金の2億3,436万円と、地方創生拠点整備事業交付金の2,300万円の合計2億5,736万円で、地方債は地方創生拠点整備事業及び駅周辺整備事業に係る2億7,960万円、既収入特定財源は、個人番号カード関連事務事業と駅周辺整備事業の2,838万円でありまして、総事業費との差額一般財源は2,194万円となり、合計5,032万円を繰越明許費繰越金として翌年度に繰り越ししております。

以上、報告第4号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

#### 日程第6 報告第5号 平成28年度福崎町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

議 長 次に、日程第6、報告第5号、平成28年度福崎町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。本案に対する詳細なる説明を求めます。  
公営企業参事 報告第5号についてご説明申し上げます。

この報告は、平成28年度下水道事業会計予算の一部を翌年度に繰り越したため、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告をするものです。

報告書の次のページをお開きください。繰越計算書です。

繰越額は款資本的支出、項建設改良費で、公共下水道に係る建設改良事業2億267万9,000円のうち、1億3,260万円であります。

繰越に至った理由につきましては右端、説明欄に記載しておりますが、他事業との工程調整や関係者との協議、交渉等に時間を要したためでございます。

なお、繰越予算に係る財源は国庫補助金6,630万円、企業債6,180万円、当年度損益勘定留保資金450万円を予定しております。

繰越事業の箇所及び予定額につきましては、報告第5号資料をごらんください。

右側に凡例をお示ししておりますが、番号1は駅東雨水幹線工事（第1工区）、2は同工事の施工管理業務、3は川端雨水幹線詳細設計業務（その2）であります。

未契約繰越では、4の川すそ雨水幹線工事（その6）、5の福崎工業団地舗装本復旧工事（その2）を予定しております。

以上、報告第5号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

日程第7 議案第34号 監査委員の選任について

日程第8 議案第35号 中播公平委員会委員の選任について

日程第9 議案第36号 福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第10 議案第37号 福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第11	議案第38号	福崎町農業委員会委員の任命について
日程第12	議案第39号	福崎町農業委員会委員の任命について
日程第13	議案第40号	福崎町農業委員会委員の任命について
日程第14	議案第41号	福崎町農業委員会委員の任命について
日程第15	議案第42号	福崎町農業委員会委員の任命について
日程第16	議案第43号	福崎町農業委員会委員の任命について
日程第17	議案第44号	福崎町農業委員会委員の任命について
日程第18	議案第45号	福崎町農業委員会委員の任命について
日程第19	議案第46号	福崎町農業委員会委員の任命について
日程第20	議案第47号	福崎町農業委員会委員の任命について
日程第21	議案第48号	福崎町農業委員会委員の任命について
日程第22	議案第49号	福崎町農業委員会委員の任命について

議 長 日程第7、議案第34号、監査委員の選任についてから、日程第22、議案第49号、福崎町農業委員会委員の任命についてまでを一括議題といたします。各案に対する詳細なる説明を求めます。

副 町 長 議案第34号、監査委員の選任についてご説明いたします。

監査委員は普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に係る事務事業全般について監査をする執行機関であり、本監査委員は福崎町監査委員条例第1条第2号に該当する見識を有する者の規定により選任しようとするものでございます。

今回、地方自治法第199条の3第1項に基づく現代表監査委員、高寄辰則氏の任期がこの6月30日をもって満了いたしますので、新たに鳥岡照義氏を監査委員に選任したく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意をいただこうとするものであります。

それでは、主な経歴についてご説明いたします。住所は、兵庫県神崎郡福崎町高岡1829番地1、氏名、鳥岡照義、生年月日、昭和30年1月15日、現在62歳であります。最終学歴は、昭和52年3月に神戸大学農学部を卒業、職歴といたしましては、昭和52年4月に兵庫県経済農業協同組合連合会に入会、平成17年8月に兵庫県本部管理部長、平成20年3月には副本部長に、平成24年4月に本部長を歴任され、平成28年3月に退職され、現在に至っています。

議案第34号資料に、私の抱負と任期表をお示ししていますので、ご参照ください。

鳥岡照義氏は、人格高潔で見識豊富な方であり、経理事務、財務管理にも精通されている立派な方でございますので、何とぞご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

議案第35号、中播公平委員会委員の選任についてご説明いたします。

昭和53年7月に中播公平委員会を共同設置し、現在、3町5一部事務組合で構成しています。3名で構成している委員のうち、市川町の松下洋一氏の任期が、この6月30日をもって満了することから、後任委員の選考に当たりましては、本委員会を構成する関係町長及び一部事務組合管理者が協議する中、再度、市川町の松下洋一氏を中播公平委員会委員に選任したく、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意をいただこうとするものであります。

主な経歴について、ご説明いたします。住所は、兵庫県神崎郡市川町下瀬加371番地の5、氏名、松下洋一、生年月日、昭和26年8月13日、現在65歳であります。最終学歴は、昭和49年3月に同志社大学を卒業されています。職

歴といたしましては、昭和49年4月に三相電機株式会社入社、平成11年8月に同社を退職されています。役職歴としましては、平成3年9月から平成11年8月まで、市川町議会議員を、平成11年8月からは市川町長を1期務められています。また、平成24年5月から、市川町人権文化推進協議会会長に就任され、現在に至っています。

議案第35号資料に、私の抱負並びに任期一覧をお示ししていますので、ご参照ください。

松下洋一氏は、人格高潔で見識豊富な方であり、人事行政にも精通されている立派な方でございますので、何とぞご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

次に、議案第36号及び議案第37号、福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明いたします。

固定資産評価審査委員会委員の選任は、地方税法第423条に基づくものであり、町の住民、町税の納税義務者または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから議会の同意を得て町長が選任するものと定められています。

委員の定数は3名で、任期は3年であります。

その職務につきましては、固定資産課税台帳に登録された評価額に対する不服申し立てがあった場合に、評価額の審査決定を行います。

議案第36号は、現委員の高寄實氏が6月16日に任期満了となられることから、新たに山口省五氏をお願いするものでございます。

それでは、山口省五氏の経歴等を説明させていただきます。住所は、兵庫県神崎郡福崎町高岡204番地1、生年月日は昭和26年4月28日生まれの現在66歳でございます。昭和45年3月に兵庫県立福崎高等学校を卒業されています。職歴といたしましては、昭和45年4月に福崎町役場に入庁され、各課の課長を経て、平成24年3月に退職され、平成24年4月からは兵庫県道路公社播但連絡道路管理事務所に就職され、平成29年3月に退職をされています。

役職歴といたしましては、平成26年1月から板坂区区長を努められています。また、平成28年6月からは、福崎町の情報公開審査会委員、個人情報保護審査会委員、行政不服審査会委員を務めていただいております。

山口氏は、地域住民の代表として、固定資産評価審査委員会委員に適任であり、今回、選任をお願いするものです。

議案第36号資料に、私の抱負と任期表をお示ししていますので、ご参照ください。

議案第37号は、現委員の後藤雄幸氏が8月1日に任期満了となられることから、新たに長谷川俊行氏をお願いするものでございます。

それでは、長谷川俊行氏の経歴等を説明させていただきます。住所は兵庫県神崎郡福崎町西田原791番地2、生年月日は昭和27年4月22日生まれの現在65歳でございます。昭和50年3月に大阪経済大学を卒業されています。職歴といたしましては、昭和50年4月に姫路市役所に入庁され、各課の課長を経て、平成22年4月には家島事務所所長に就任され、平成25年3月に退職されています。平成25年5月からはイーグレひめじ管理株式会社に就職され、現在に至っております。

長谷川氏は、地域住民の代表として、固定資産評価審査委員会委員に適任であり、選任をお願いするものです。

議案第37号資料に、私の抱負と任期表をお示ししていますので、ご参照ください。

以上で、議案第36号、議案第37号の説明を終わらせていただきます。両議

案ともよろしくご審議を賜り、ご賛同いただきますようお願いいたします。

続きまして、議案第38号から49号まで、福崎町農業委員会委員の任命についてを一括してご説明申し上げます。

最初に背景を説明いたします。平成28年4月1日に改正農業委員会法が施行され、福崎町農業委員会では、平成29年7月19日までは経過措置により現体制で業務を進めておりますが、7月20日以降は新体制となります。農業委員会におきましては、農地利用の最適化の推進業務が強化され、農業委員のほかに新たに農地利用最適化推進委員を設置することとなりました。現在の農業委員会の体制につきましては、これまで公選で13人、議会推薦等で5人の計18人であったところ、新体制では推薦・公募の結果を尊重し、町長が議会の同意を得て任命するという形になります。農業委員の定数を18人から12人に減数し、新たに農地利用最適化推進委員を6人としています。農業委員会全体といたしましては同人数体制で業務を遂行いたします。以上のことにつきましては、今年の12月議会で提案し、可決をいただきました。

議案第38号資料をごらんください。以下、49号までの資料となっております。

町ホームページに掲載しました福崎町農業委員会委員の募集結果報告を写しであります。町では、平成29年1月10日から2月17日まで募集を行ったところ、委員定数12名に対し、区長会等より12名の推薦がありました。推薦を受けられた方はいずれも地域農業や地域の実情に詳しく、地域貢献の志も高く、農業委員会委員として適任であると確信をしております。また、法第8条第5項に規定する過半数を認定農業者が占めるようにしなければならないこと、また、同条第6項に規定する、利害関係を有しない者、すなわち農業者でない者が最低1人は含まれるようにしなければならないことなど、任命の要件を満たしております。

それでは、提案いたします議案順に12名の方の住所、氏名、生年月日を朗読させていただきます。

議案第38号、福崎町農業委員会委員の任命について、次の者を福崎町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、兵庫県神崎郡福崎町南田原150番地1、氏名、井奥廣伸、生年月日、昭和22年5月16日、以下、住所の兵庫県神崎郡は省略させていただきます。

続きまして、議案第39号は、住所、福崎町南田原1734番地、氏名、上阪英仁、生年月日、昭和28年9月26日。

続きまして、議案第40号は、住所、福崎町西田原156番地、氏名、武内直子、生年月日、昭和21年8月20日。

続きまして、議案第41号は、住所、福崎町東田原1251番地2、氏名、松岡繁克、生年月日、昭和23年1月8日。

続きまして、議案第42号は、住所、福崎町八千種2320番地1、氏名、城谷憲敬、生年月日、昭和22年6月25日。

続きまして、議案第43号は、住所、福崎町八千種3808番地1、氏名、上田隆敏、生年月日、昭和27年12月27日。

続きまして、議案第44号は、住所、福崎町馬田61番地13、氏名、植岡朝一、生年月日、昭和25年3月1日。

続きまして、議案第45号は、住所、福崎町山崎808番地、氏名、宮川積、生年月日、昭和26年5月14日。

続きまして、議案第46号は、住所、福崎町高岡99番地、氏名、山口金丸、生年月日、昭和26年8月24日。

続きまして、議案第47号は、住所、福崎町西治1217番地2、氏名、高原好機、生年月日、昭和26年12月6日。

続きまして、議案第48号は、住所、福崎町高橋121番地、氏名、松本廣幸、生年月日、昭和21年6月28日。

続きまして、議案第49号は、住所、福崎町南田原1379番地4、氏名、田中初美、生年月日、昭和25年11月22日。

以上で、説明を終わらせていただきます。12議案ともよろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、ただいまより休憩に入ります。再開につきましては45分といたしますので、よろしくお願いいたします。

◇

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

◇

議 長 それでは、ただいまより再開いたします。

#### 日程第23 議案第50号 中播衛生施設事務組合理約の一部変更について

議 長 日程第23、議案第50号、中播衛生施設事務組合理約の一部変更についてを議題といたします。本案に対する詳細なる説明を求めます。

住民生活課長 議案第50号、中播衛生施設事務組合理約の一部変更についてご説明申し上げます。

中播衛生施設事務組合の分担金の負担割合を変更するため、平成30年4月1日付で中播衛生施設事務組合理約の規約を変更することの協議について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

中播衛生施設事務組合の分担金のうち、事務局費分担金につきましては、その30%を均等割、70%を人口割として、構成市町で負担しておりますが、均等割につきましては、合併前の地方公共団体の数に基づいて算出することとなっており、姫路市と神河町につきましては、旧2町分を負担しております。合併後10年が経過し、合併前の2町分の負担割合について見直し協議を行ってほしい旨の要望があり、構成市町により協議を行った結果、事務局費分担金の均等割部分につきましては、平成30年度算定から1市3町で均等割とするということとなりました。この協議結果を踏まえ、規約を変更するものでございます。

議案第50号資料1ページをごらんください。事務局費分担金について、平成29年度予算で算出、試算をしたものになります。左側が変更前の割合で、右側が変更後の均等割で計算したものになります。福崎町では約42万円多くなることとなります。また、2ページには規約の新旧対照表をお示ししておりますのでご参照ください。

以上、よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願いいたします。

#### 日程第24 議案第51号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第24、議案第51号、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一

部を改正する条例についてを議題といたします。本案に対する詳細なる説明を求めます。

まちづくり課長 議案第51号、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

現在推進しております福崎駅周辺整備事業の進捗に伴いまして、旧の交通広場駐輪場から町道駅南幹線との間に約2,300平方メートルの都市施設用地を設定いたしまして、町民から要望の多い食品スーパーマーケット等の誘致に努めているところでございますが、敷地の条件等から難航している状況でございます。

今後の積極的な誘致を図るための優遇策といたしまして、具体的に用地の売却や貸付等の条件を提示するに当たり、本条例では町の地域活性化施策等に資する事業等におきましても、減額譲渡や減額貸付の規定がないために、これを改正いたしまして町のにぎわい創出や町内産業の活性化を図ろうとするものでございます。

議案第51号の説明資料に新旧対照表をお示ししております。ごらんください。

条例の条文改正といたしまして、第3条の普通財産の譲与または減額譲渡から、「より低い価格」の文言を文言整理のため削除するものでございます。

第3条に第5号として、「地域経済の活性化に資することを目的に、町長が特に認めた事業に供するため、その事業を行う者に譲渡するとき」を追加し、都市施設用地を購入して、食品スーパーマーケット等の事業を展開される場合を想定いたしまして、誘致が必要な場合は時価よりも低い価格で譲渡できることを規定しております。

第4条に第3号を追加いたしまして、第3条の減額譲渡の規定同様、減額貸付の規定を設けます。また、第4号の追加は、借地借家法の改正に対応しまして、10年から最長50年の事業用定期借地権の設定ができるようにいたします。

第4条の次に第5条を追加し、行政財産の使用許可ができる場合として、地域経済の活性化に資する事業として、観光交流センター等にNPOなどのまちづくり団体やボランティアガイドが活動拠点として使用する場合、また、町観光協会が観光案内所を設ける場合などを想定して規定をしております。

第5条の追加により、5条以下を1条ずつ繰り下げます。

なお、貸付料の算定の基準や地域経済の活性化に資することを目的に町長が特に認めた事業については、施行規則で具体的な事例を列記し、条例を明確に運用いたします。

施行規則の案を資料2ページにお示ししておりますのでごらんください。

地域経済の活性化に資することを目的に町長が特に認めた事業とは、第3条で1号として、先ほど説明をいたしました駅周辺の町有地に食品スーパー等を誘致する場合、2号といたしまして、工業団地内において企業の持続的発展のため必要と認められる事業としております。これは工場の老朽化による建てかえや新たな設備投資のための増築などで、福崎工業団地内に残っていただくためにやむを得ないケースとしております。具体的に申し上げますと、株式会社マンダムに工場増築の計画がございます。現在、アドプト事業で管理をしていただいております工場東側の管理道路の法面を、工場立地法上の緑地の面積でありますとか、建築基準法上の建築面積にカウントするため、町から賃貸借をしたいという相談がございます。この法面につきましては、道路の法面として今後も管理していただく必要があることから、これを減額して貸付を行うことができるようなケースを想定して変更しているものでございます。

議案にお戻りください。附則につきましては、この条例は公布の日から施行を

いたします。

以上で、議案第51号の説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただき、ご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

#### 日程第25 請願第1号 「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める請願

議 長 日程第25、請願第1号、「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める請願を議題といたします。本請願について、紹介議員に説明を求めます。

石野光市議員 請願第1号、「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める請願について、紹介いたします。

請願者は、福崎町八千種2471、嶋田正義です。請願の趣旨を読み上げます。

米価が生産費を大きく下回る水準に下落し、多くの稲作農家が、これではつくり続けられないという状況が生まれています。また、安い米の定着によって、生産者だけでなく、米の流通業者の経営も立ち行かない状況となっています。こうした中で、政府は農地を集積し、大規模効率化を図ろうとしていますが、この低米価では、規模を拡大した集落営農や法人ほど赤字が拡大し、経営危機に陥りかねません。平成25年度までは、主要農産物（米・麦・大豆など）の生産を行った販売農業者に対して、生産に要する費用（全国平均）との差額を基本に交付する「農業者戸別所得補償制度」がとられ、多くの稲作農家の再生産と農村を支えていました。

平成26年度からは、「経営所得安定対策」に切りかわり、米については10アール当たり7,500円の交付金へと引き下げられ、稲作農家の離農が加速し、地域が一層疲弊しています。しかも、この制度も平成30年産米から廃止されようとしています。これでは、稲作経営が成り立たないばかりか、水田の持つ多面的機能も喪失し、地域経済をますます困難にしてしまうことは明らかです。

私たちは今こそ欧米では当たり前となっている経営を下支えする政策を確立することが必要だと考えます。そうした観点から、当面、生産費を償う農業者戸別所得補償制度を復活させて、国民の食料と地域経済、環境と国土を守ることを求めます。

請願事項、1、農業者戸別所得補償制度を復活させることを求める意見書を政府関係機関に提出すること。

以上であります。議員諸兄のご賛同をよろしくお願いいたします。

#### 日程第26 議員派遣

議 長 日程第26、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定に基づき、配付しております議員派遣のとおり派遣することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。よって、議員派遣に件については、配付のとおり派遣することに決定しました。

以上で、本定例会1日目の日程は終わりました。

なお、次の定例会2日目は6月13日、午前9時30分から再開いたします。それでは、本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午前10時58分